

亀山市総合計画条例(案)に関するパブリックコメント意見以外による修正と市の考え方

条	変更内容		修正の考え方
	最終案（新）	パブリックコメント案（旧）	
第11条	<p>（議会の議決）</p> <p>第11条 市長は、基本構想を策定し、変更 _____し、又は廃止しよう とするときは、議会の議決を経なければな らない。ただし、軽微な変更については、 この限りではない。</p>	<p>（議会の議決）</p> <p>第11条 市長は、基本構想を策定し、変更 （軽微なものを除く）し、又は廃止しよう とするときは、議会の議決を経なければな らない。 _____</p>	<p>例規表記上、（ ）書きによる規定よりもた だし書きとした方がより適切であるため、変 更内容のとおり修正します。</p>